

天橋立周辺景観まちづくり計画 住民・事業者等説明会の概要

1. 説明会概要

○開催 9月から11月上旬にかけて計19回開催：参加者計292人

【重点ゾーン（文珠・府中）】 計9回：138人

【宮津市（重点ゾーン除く）】 計5回：69人

【与謝野町（岩滝地区）】 計2回：25人

【建築・建設業界、事業者等】 計3回：60人

2. 説明内容

天橋立景観まちづくり計画の概要について説明（配付資料：概要版、説明方法：パワーポイント）

- ・景観への関心の高まりについて
- ・府の景観施策の取組、「天橋立周辺景観まちづくり検討会」の設置
- ・天橋立周辺景観まちづくり計画の概要（目標、基本方針、具体的取組）
- ・景観計画（建築物等のルールづくり）の概要
（景観計画区域、ゾーン設定の考え方と景観形成方針、届出対象と主な景観形成ルール）

3. 主な質疑応答

<住民等への説明>

- ・今回の説明会だけでなく、地元の要請に応じて自治会単位や建築業界を対象とした説明会を実施。また、既に建築士会とは取組方針について意見交換を行ったが、今後も周知に努める。

<スケジュール>

- ・住民等の意見を踏まえて景観計画案を修正し、今年度中に策定。一定の周知期間を設け施行。

<既存建築物の対応>

- ・景観計画の基準に適合していない既存の建物については直ちに改善をお願いするものではなく、改修や外壁の塗り替え時に、基準に適合した計画にさせていただく必要がある。

<修景や改修への助成措置>

- ・予算が厳しい状況ではあるが、国の事業や助成制度の創設について検討する。

<罰則規定の適用>

- ・景観法で罰則規定が規定されており、行政側の指導に従わない場合は、勧告、変更命令を行うことができる。

<俯瞰景観重点ゾーンの設定>

- ・天橋立の視点場は、傘松公園、天橋立ビューランド以外にもあるが、それ以外の視点場からの俯瞰景観の規制については、今後段階的に検討する。
- ・視点場からの規制区域の100°の設定については、人間工学の視野角から設定。今後の自治会等の地元の検討で変更もあり得る。

<屋外広告物の規制>

- ・景観計画では屋外広告物の規制方針を定めており、具体的な規制誘導は屋外広告物条例により対応、担当部局の宮津市、与謝野町の対応が必要。

<審査に当たって>

- ・具体的なイメージ図などを盛り込んだガイドラインを作成し、審査に混乱がないよう努める。